

第 24 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年5月26日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 06分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	24名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	6番 井田 秋雄 9番 中村 耕一郎
議事参与	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 細井 裕子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第97号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第98号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第99号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による依頼について 委員会処分 1件 日程第5 第100号議案 令和6年度最適化活動の目標の点検・評価等について 日程第6 報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第24回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員11名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、8番山形栄子委員及び9番坂本委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第97号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番及び6番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

受付番号5番及び6番は、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

申請地では設定人がブルーベリーの栽培を行っております。

農作業には家族のほか、申請人が雇っている従業員が4名おまして、農作業を担っている状況です。

ブルーベリーの収穫につきましては、当初計画では苗の植え付け後3年目あたりから収穫を見込んだ計画になっておりましたが、雑草の成長が想定以上に

早く、草刈りや除草作業が間に合わない状況であり、育成が芳しくない苗が散見されたことから、これまで以上に除草作業の頻度を増やしたり、苗木の補充を行ったりしながら改善に努めていくとのこと。提出された計画書によりますと、令和9年から徐々に収穫を見込んでいるとのこと。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について5月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田でございます。5月23日に10番星野委員と事務局2名とで現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。受付番号5番の説明を行います。場所は画面の地図を見ていただきまして、新里と粕川の境目にあたりまして、小林地区にあたります。現地確認をしたところ、営農型太陽光発電施設として、太陽光の下でブルーベリーを栽培しているということですが、見た限りでは苗の量がちょっと少なすぎるように見えましたので、これから先、また3年経ってどのくらいの量ができるのかが心配だと思いました。これから営農者がしっかり意識を持ってやっていただきたいと思い見てまいりました。それから受付番号6番については、受付番号5番と同じ人ですが、管理は同じ人がやってるので変わらないと思いました。以上、皆さんのご審議をよろしく願いします。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。それでは私の方からひとつ。今年も7月に3班にわかれて現地調査をする予定だと思いますけれども、ここは前々からどんな評価を得ているところだったんですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 前回、前々回の現地調査を行った際は雑草が結構生い茂っており、雑草の中にブルーベリーが埋もれてしまっているような状態だったので、事務局からも現地の除草やブルーベリーを育てるにあたってちゃんと管理をするよう指導してきた場所になります。以上です。

議長 はい。他に皆さんの方から何かありますか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 確か以前にここの圃場を見た感想として、ブルーベリーの植え付け本数が非常に少なかったという感じがしたんですけど、収量が地域の平均単収の8割以上が必要ということを見ると、広さに応じて最低限植えなくてはいけないブ

ルーベリーの本数があると思うんですが、その辺に関して、作物を栽培する場合にこの本数以上は定植しなければならないとかいった決まりはないんですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 国のガイドラインおよび法律では特に何本以上増えなければならないとか、そういった基準は特にないという形になっております。以上です。

11番推進委員 もし本数の基準がないのであれば、ある程度の本数を定植していかないと、地域の平均単収の8割ってというのは確保できないと思いますのでその辺も検討していく余地はあるのかなというふうにちょっと個人的には考えるんですけれども。以上です。

議長 はい。基準がない以上何本以上定植するよう話ができないんですけれども、今11番深沢推進委員からあったように作付けされている本数がちょっと少なく見受けられるとのことなので、今後作物について補充をしていった方がよろしいのではないかと意見があったことは事務局を通じて申請者の方に伝えさせていただきたいと思います。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 こちらにつきましては、先月から申請者の代理人より相談があったため、去年あるいは一昨年の現地調査の結果も踏まえてお話をいろいろとさせてもらったんですけれども、やはり作物の生育状況がちょっと芳しくないということでしたので、申請者本人と相談をしてもらった結果草刈りの頻度をもっと増やすことと、苗木の補充も強化していくというようなお話が伺えました。以上です。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。今回現地調査の当番で私も一緒に現地に行ってきたんですが、営農型太陽光の現地調査の担当として毎年見に行ってるんですけれども、先ほど事務局から説明のあったような状況です。それで事務局に確認をしたところ、3年目の初めての更新だということです。この申請者は他にもあちこちで営農型太陽光をやっており、今回出た事例は初めての更新ということですが、それ以前の2年間は我々が現地を見てきと時とほとんど状態が変わっていません。以前もこういったときに話が出たと思うんですけど、私たちがどこまで権限があるかっていうことも確認しなきゃいけないですね。注意なのか指導なのかそれはわかりませんが、事務局も言うように本人と話し合っただけで草刈りの頻度を上げるなど内容を改善していくことは最低限必要で、6人も従業員がいるとのことなので、ここについては今後も頑張ってやってもらって次の3年の更新のときにどうなっているかを見ていくことが必要なんじゃないかと思

議長

ます。
他にありますか。

(なしの声)

はい。いずれにしても、いろいろな問題を抱えているという案件であるということだけは委員のみなさんには認識をしていただいた上で、意見も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第97号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第97号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第98号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

第98号議案受付番号13番につきまして、県の建築課から盛土規制法の開発許可の協議中と連絡があり、案件として削除し、来月の総会に改めて諮ることになります。

盛土規制法の取扱いにつきましては、市の建築指導課より盛土、切土をしない場合は、協議不要とのことでしたが、転用案件を一覧表にして送付するよう依頼がありました。市の建築指導課から県の建築課に転用案件の一覧表を送付したところ、この案件が許可の協議中とのことです。

なお、譲受人には県の建築課から詳細を説明し納得いただいたとのことです。

今回のことで、農業委員会事務局から市の建築指導課には今後、盛土・切土するにかかわらず全ての案件を事前協議することを申し入れてあります。

また、東部農業事務所より今後申請者には直接、県の建築課盛土安全推進室へ電話をするよう依頼されておりますので、申請者には申請時に県に電話すると

ともに市の建築指導課にも協議するよう指導していきたいと思ひます。

受付番号10番、11番の立地基準につきましては、農振農用地区域内にあ
る農地であります、例外許可規程により、営農型太陽光発電設備の設置のた
めであるため基準を満たしていると思ひます。

受付番号12番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内で
ありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思ひますので、
基準を満たしていると思ひます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると思
ひます。

以上10番から12番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると思ひます。

議 長

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、この件について5月23日に現地調査を実施しておりますの
で、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願ひいたします。

12番推進委員

はい。議長。

議 長

はい。12番太田推進委員。

12番推進委員

受付番号10番、11番ですが、先ほど審議した97号議案の受付番号5番
と6番の関連案件でございますので説明を省略させていただきたいと思ひ
ます。この後については10番星野委員にお願ひしたいと思ひます。

10番農業委員

はい。

議 長

はい。10番星野委員。

10番農業委員

10番星野です。23日の日に12番太田推進委員と事務局2名と4名で見
てまいりました。受付番号12番ですが、裏面の地図をご覧ください。現地は
西に上毛電鉄がありまして、現地は宅地化が進んでいる地域です。その中の一
角にある農地ということで、申請地南側が農地となっている以外周辺は宅地と
なっております。以上ご審議をお願ひします。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。それでは私から。受付番号12番の件で、譲受人が
2人でそれぞれ持ち分が11分の2か11分の9という形で登記がなされると
いうことなんです、その辺についてちょっとわかりましたら教えてくださ
い。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

提出された資金証明によりますと、譲受人の父親の申込書と譲受人本人の申
込書がありまして、借入額全体の金額で5600万ということになってるんで

すけども、うち4582万円が譲受人本人の借りる額で、1018万円が譲受人の父親が借りる分というような形で出てきていることから、借入額の割合の関係で持ち分が決められているのだと考えています。以上です。

議長 はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第98号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第98号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第99号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について5月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。議長。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田でございます。この案件につきましては、以前私と6番小菅推進委員が農地売買等事業の関係で現地確認委員として指名され一緒に行った場所になりますので私から報告させていただきます。場所は裏面の地図を見ていただきまして、ここは赤城南面道路沿いにある新里の直売所から南に下って、500mぐらい行った先の東になります。農地中間管理機構を通して売買をしますと、税制の面であるとか、登記など事務的なことを農地中間管

理機構がやってくれるといったことを聞いております。農地中間管理機構を通すことはいいことじゃないかと思しますので、以上で説明を終了させていただきます。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございましたが、もうちょっとだけ事務局に説明をしていただきたいのですが、貸し借りや売買について、最近の法律が変わったということですがそのこのところの説明をお願いします。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 今年の3月までは農業経営基盤強化促進法という法律の利用権設定ということで、直接相対で農地について貸し借りや農地の売買をするようなことが可能でしたが、この4月に利用権の設定が廃止になりまして、今後は農地中間管理機構、農業公社になりますけれどもそこを通して農地の借り入れをするという形に法律が変わりました。

譲渡人と譲受人が直接相対で売買したり、貸借をしたりという場合に関しましては、こちらの法律を使えないという形になりまして、農地法の3条の許可申請をしてもらうこととなります。

両者の違いとしましては、農地法の3条の許可申請は税制上の優遇などはなく、所有権移転についても全部当事者同士でやってもらうというような形になるのに対して、農地中間管理事業の推進に関する法律で農地中間管理機構を通す方法ですと、税制上の優遇が受けられたり、あとは農地の所有権移転をするときに農地中間管理機構が手続きを行ってくれたりといったメリットがあるというような形になっております。あと農地中間管理事業の推進に関する法律では期間を設定して貸借をした場合に、設定した期間を経過した時点で貸借契約の効力が切れますが、農地法3条の許可申請では当事者同士で合意解約をしない限り、貸借契約の効力は継続することになります。

なお、今上がってるこちらの農地中間管理機構を通すこちらの制度を使うには農業振興地域である必要があります。桐生市では新里町全域と黒保根町の一部の地域では使うことができますが、旧市内は農業振興地域ではありませんので農地法3条の許可申請を行っていただくこととなります。よろしく願いいたします。

議長 皆さん何か質問はありますか。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 貸借をしているどちらかが亡くなった場合に、例えば10年契約を結んだとして、その期間内にどちらかが他界した場合ってというのはどうなんですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 そのような場合、農地法3条の規定による許可申請ですと、先ほどお伝えしたように、合意解約がない限りはそのまま貸借関係は続くというような形になりますので、今後も引き続き続いていくというような形になります。

2番推進委員 もし仮に相続人がいる場合、他の方と売買契約を結ぶ場合がありますよね。賃貸を結んだ方とは別の方に土地を譲渡する場合にはどうなるのですか。

事務局 農地を売買するにはまずこちらの委員会に諮って審議決定をする必要がありますので、許可申請があった時点で、貸借契約を結んでいる土地かどうかの確認から入る形になるかと思えます。もし農地法3条の許可申請で貸借関係がある状態にある農地の場合には、まずその賃貸関係は解消してもらわないといけないという形になりますので、農地を売買する場合は、合意解約で賃貸関係を解消してから、所有権移転をしてもらうことになります。

2番推進委員 もしこういう公の場で結ばないで個人的に相対で貸借契約をしている場合にはどうなるのですか。

事務局 個人的に相対で貸借契約をしている場合に関してはそもそもこちらでも把握のしようがないので、農地法3条の許可申請があれば受付をするという流れになっていく形になります。以上です。

議長 要するに口約束では農家台帳に出てこないから、本来貸借契約を結ぶときには農地法3条の許可申請なり農地中間管理機構を通すなりしないと駄目だよということですよ。ほかにありますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 今、地域計画の座談会などをやっていると思うんですけども、この案件の場所については地域計画の区域に含まれるのですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 地域計画なんですけれども、対象の農地というのが新里町と黒保根町に対しては農業振興地域というところが対象となっております。旧桐生地区につきましては市街化調整区域の梅田地区と平井町などが対象地域となっております。今後地域計画については協議の場を毎年1回開く必要があるんですけども、やり方については県からも協議をきちんと開くということではなく、国からもホームページで公表する方法でも可能だという話があるということを知っています。以上です。

8番推進委員 それでは今回の申請場所について、今の段階では地域計画に載せるとか、そういうところまではいってないってことなんですかね。

事務局 こちらの場所も地域計画に入っているかと思うんですけども、大変申し訳ございませんが今確認のしようがないので、次回のときまでにきちんと調べてご回答させていただきたいと思えます。以上です。

議長 よろしいでしょうか。他にございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第99号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第99号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第100号議案「令和6年度最適化活動の目標の点検・評価等」について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書を朗読)

こちらは、令和6年度の最適化の目標に対する点検・評価を作成したものでございます。

今までも「農業委員会に関する法律」の規定(第37条)に基づいて、令和6年度の活動の目標に対する点検・評価を、市のホームページで公表しております。点検・評価の内容を、委員の皆様にご覧いただきたく、農業会議及び群馬県へ報告、市のホームページで公表することを計画しております。

資料の内容につきまして、説明いたします。

別紙様式4、別紙様式6につきましては記載のとおりでございます。

ホームページで公表する、別紙様式5について、ローマ数字の1番、「農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)」という項目でございます。こちらは委員会の現在の体制について、また、桐生市内の農家・農地等の概要を、令和6年度の目標の設定時を記入しております。

続いて、ローマ数字の2番、「最適化活動の実施状況」という項目でございます。

まず、「最適化活動の成果目標」ですが、各項目の①現状及び課題、②目標は令和6年度の目標の設定時を記入することとなっております。③実績は令和6年度の実績を記入しております。

続いて、「最適化活動の活動目標」ですが、各項目の①目標は令和6年度の

目標の設定時を記入することとなっております。②実績は令和6年度の実績を記入しております。

目標の達成状況の評語は「目的に対して期待どおりの結果が得られた」※印の注釈のとおり別表に基づいて評語を記入しております。

続いて、【推進委員等の点検・評価結果】でございますが、※印の注釈のとおり別表に基づいて目標の達成状況に対する評語ごとの該当する人数を記入したものでございます。

こちらは委員の皆様のご活動記録に基づいております。最適化活動を行う日数目標が8日に対して項目ごとに評語となっております。続いて、ローマ数字の3番、「事務の実施状況」という項目でございます。こちらは令和6年度の実績を記入しております。

以上で最適化活動の目標に対する点検・評価につきまして説明を終わります。この内容をご確認いただきましてこちらで問題がなければ今年度の点検・評価として農業会議及び県へ提出したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

もし何か不明な点がありましたら後日事務局へ問い合わせてもらえればと思います。

それでは、これより採決いたします。

第100号議案「令和6年度最適化活動の目標の点検・評価等」について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第100号議案の案件については承認されました。

日程第6 報告第45号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願ひます。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第45号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第45号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第46号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第46号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については7件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第46号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 0 6 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

8 番

9 番
